

## 「補助金交付に関する Q&A」

### Q 1 : 水道料金減免のチラシを見たが、減免に手続きは必要か？

- A :** 松江市にお住まいで、上水道をお使いなら特に手続きの必要はありません。宍道町にお住いの方は下水道使用料を減免しますので、お住まいが下水道に接続されていれば手続きは必要ありません。

### Q 2 : 6月1日を基準日としているのはなぜか？

- A :** この補助金は、6月1日を基準日として内部手続きを行い準備し、6月20日に開会した6月議会において上程したからです。その後7月13日に採決され、8月1日から申請を受け付ける日程となっております。

### Q 3 : ちは浄化槽を使用しているが、申請する必要はあるか？

- A :** 浄化槽には上下水道局が管理している公設浄化槽とお客様で管理をいただいている浄化槽があります。公設浄化槽の場合、申請は不要ですが、そうでない場合は申請が必要になります。

### Q 4 : アパートに住んでいて、大家さん(管理会社)から水道料金が請求されるが、その場合はどうなるか？

- A :** 集合住宅で大家さん(管理会社)が上下水道局へ水道料金等の支払いをされている場合、大家さん(管理会社)に対し水道料金等の減免を行っています。この場合、入居者の方は補助金交付の対象となりません。  
大家さん(管理会社)には入居者の方への請求についてご配慮いただくようお願いの文書を送付しておりますが、対応は大家さん(管理会社)によって異なりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

### Q 5 : 宍道町区域とそれ以外の区域で扱いが違うのはなぜか？

- A :** 宍道町区域は斐川宍道水道企業団という松江市上下水道局とは別団体が上水道を給水しているため、松江市上下水道局とは料金体系が違います。そこで宍道町区域では松江市上下水道局の水道料金との差異が少ない下水道使用料を減免する対応になりました。

### Q 6 : 本人確認書類を添付するのはなぜか？

- A :** 補助金額は住民基本台帳に登録されている人数で算定します。住民記録を確認するには本人確認の書類が必要になりますので、申請いただく方にはお手数をおかけして申し訳ありませんが、添付をお願いしております。

Q 7 : 上水道を契約しているが、ほとんど地下水で生活している、その場合、手続きは必要か？

**A :** 上水道を契約している場合、減免の対象となりますので手続きの必要はありません。

Q 8 : 上水道を契約しているが、ほとんど地下水で生活しているため、水道料金は基本料金しかかかっていない。減免されるのは基本料金だけになるのか？

**A :** 今回は市民の方に速やかに、手間なく減免をするため水道料金を減免することになりました。申し訳ありませんが、今回のケースでは基本料金のみ減免となります。

Q 9 : 地下水で生活し、下水道へも接続していない。その場合はどうなるか？

**A :** その場合は、補助金の対象となります。申請書を送りますのでお手数ですが、必要事項を記入していただき申請してください。

Q10 : 補助金申請を行ったが、いつ頃交付されるのか？

**A :** 提出いただいてから、審査と事務手続きなどに概ね2か月くらいかかりますので、ご承知おきください。

Q11 : 本人確認のためにマイナンバーカードのコピーを添付することだが個人番号が漏洩しないか不安を感じるが大丈夫か？

**A :** マイナンバーカードは顔写真の面をコピーしていただければよろしいですので、個人番号の面は必要ございません。